

(参考) 企業実習のご案内 (令和6年度版)

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ポリテクセンター群馬では、求職者を対象とした座学・実習と企業での現場実習（以降“企業実習”とします）を組み合わせた職業訓練を実施しています。職業訓練で習得した専門的知識・技術と、企業実習で身につけた実践的スキルとの相乗効果で、受講者の再就職を促進することを目的としています。

- 『電気設計技術科』と『CADものづくりオペレーション科』が対象です。

企業実習期間 (約1ヶ月間)	職業訓練全期間 (約6ヶ月間)
令和6年5/10(金)~6/4(火) (平日の18日間)	令和6年1/10(水)~6/26(金)
令和6年11/11(月)~12/4(水) (平日の18日間)	令和6年7/5(金)~12/25(水)

- 約4ヶ月間当センターで基礎的な知識・技能を学習した後に約1ヶ月間の企業実習となります。

当センターで訓練を受講 (約4ヶ月)	企業実習 (約1ヶ月間)	当センターで訓練を受講 (約1ヶ月)	修了・就職
<ul style="list-style-type: none"> ● 電気設計技術科の訓練内容 <ul style="list-style-type: none"> ・電気理論 ・リレーシーケンス制御 ・制御盤製作 ・PLC制御 ・制御盤製図(AutoCAD) ● CADものづくりオペレーション科の訓練内容 <ul style="list-style-type: none"> ・機械製図 ・フライス盤加工作業 ・マシニングセンタ作業 ・2、3次元CAD ・CAM作業 	事業主の皆様にご協力をお願いする期間です	フォローアップ訓練 ※就職に向け、不足している知識・技術を補います。	
入所から修了までの流れ (企業の採用スケジュールに合わせて途中退所可能です)			

- ※ 企業実習生への賃金等の支払いは不要です。
訓練終了後、実習生を社員として採用して頂くこともできます。

裏面に「職場実習生を受け入れていただくにあたってのお願い」、「問い合わせ先」がございますのでご覧ください。

企業実習生を受け入れていただくにあたってのお願い

企業実習先事業所としては・・

- 1 訓練の指導態勢が整っている（基本的にはOJT）
人：実習生を指導する方がいる（訓練の内容に十分な経験がある方が望ましいです）
場所：企業実習を実施できる場所がある
時間：就業時間内で実施できる
（実習時間は企業実習先事業所の就業時間となりますが、夜勤はできません）
管理：企業実習生の日々の管理が十分できる
- 2 ポリテクセンター群馬での約4ヶ月の訓練を活かす企業実習であれば理想的です
- 3 ハローワークに求人申し込みをしている事業所は大歓迎です
- 4 訓練実施後、条件面で合意に達し雇用につながれば理想的です
- 5 事前に実習生の同意書を提出いたしますので、委託先事業所で知り得た情報等の守秘事項は厳守させます
- 6 実習期間内での事故や怪我は企業実習生が加入している保険で対応します

企業実習における制約は・・

- 1 残業などの所定労働時間外や宿泊を伴う実習は訓練生にさせないで下さい
- 2 企業実習生に社用車等の運転はさせないで下さい
- 3 企業実習生に賃金等の支給はしないで下さい
- 4 企業実習の日程以外の実習はできません
- 5 企業実習中の安全管理については、十分留意していただきますようお願いいたします

企業実習における事前の企業実習先事業所の提出書類は・・

- 1 訓練カリキュラム（約1ヶ月間の間に行う企業実習の内容）の作成をお願いします
作成においては、ポリテクセンター群馬の担当者もご協力いたします
- 2 委託契約の提出をお願いします

企業実習期間内の訓練実施報告としては・・

- 1 実習生の日々の出席簿の確認をお願いします
- 2 実習生の日々の訓練日誌の確認とコメントをお願いします
- 3 職業能力証明（企業評価）へのご記入をお願いします

訓練実施状況の確認等は・・

委託契約に基づき、企業実習期間中に訪問させていただきまして、企業実習の実施状況等を確認させていただきます。

詳細は訪問担当者か下記へお問い合わせ下さい。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

群馬支部 群馬職業能力開発促進センター 訓練課

〒370-1213 高崎市山名町918 TEL 027-347-3736